

屋外広告物手数料

鳥取県 南部町

屋外広告物関係手数料		照明を用いないもの	照明を用いるもの
はり紙	100 枚につき	400 円	—
幕広告	1 個につき	700 円	1,400 円
気球広告	1 個につき	1,450 円	2,900 円
その他の 広告物又は 広告板、 掲示板そ の他にこれ らに類す る物件	表示面積が 1 平方メートル未満のもの	1 個につき 350 円	700 円
	表示面積が 1 平方メートル以上 3 平方メートル未満のもの	1 個につき 700 円	1,400 円
	表示面積が 3 平方メートル以上 5 平方メートル未満のもの	1 個につき 1,150 円	2,300 円
	表示面積が 5 平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの	1 個につき 1,500 円	3,000 円
	表示面積が 10 平方メートル以上 20 平方メートル未満のもの	1 個につき 2,600 円	5,200 円
	表示面積が 20 平方メートル以上のもの	1 個につき	2,600 円に 20 平方メートルを超える 10 平方メートルまでごとに 1,400 円を加算した金額。ただし、最高額を 35,000 円とする。
<p>1 表示面積とは、広告物を表示する部分の面積をいうものとする。</p> <p>2 はり紙の枚数が 100 枚未満であるとき、又はその枚数に 100 枚未満の端数があるときは、100 枚として計算するものとする。</p>			